

## 令和7年第10回（10月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年10月22日（水） 午後3時04分開会  
午後3時53分閉会

2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3-2

3 出席者

教育長	鶴田 道雄	教育長職務代理者	中村 伸子
委 員	高野 隆晃	委 員	若林 洋子
委 員	石井 正己		

4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 (教育総務課長)	近藤 英明
教育部参事 (学校教育課長)	鈴木 大介	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	教育総務課副参事	浦邊 宜文
教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について

議案第2号 袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部

を改正する告示の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市立小学校及び中学校の学区に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 第8期袖ヶ浦市スポーツ推進委員の委嘱について

## 7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和7年第9回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

中村委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・部長・教育委員から報告】

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について

(教育長)

議案第1号について事務局の説明を求める。

(教育部次長 (教育総務課長))

議案第1号袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

資料1 8ページ、参考資料2ページをご覧ください。

袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、袖ヶ浦市立中川幼稚園が今年度をもって閉園することに伴い、設置条例を廃止しようとするものでございます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

こちらは、いつの議会に提案されるのでしょうか。

(教育部次長 (教育総務課長))

この条例につきましては、11月末から始まります議会で上程をしようとするものでございます。

(石井委員)

わかりました。

この後、条例については議会の議決を経ることになりますが、規則等の改正も必要になるかと思いますので、遗漏のないようにしていただきたいと思います。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第2号 袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示の制定について

(教育長)

議案第2号について事務局の説明を求めます。

(教育部参事 (学校教育課長))

議案第2号袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示の制定について、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公共団体の基幹業務システムを全国同一となる標準準拠システムへ移行するものであり、原則、令和7年度末までに移行を完了する必要があります。そのため、当市においても、標準準拠システムに改修を行っており、現在使用している該当様式等を標準化に即した内容に改正する必要があるため、該当条文及び様式の一部改正を実施しようとするものでございます。

この標準準拠システム（以下「標準化システム」という）とは、国が進めているもので、それぞれの自治体が使用するシステムを標準化することにより、自治体をまたいだ事務手続きの軽減に繋がるなどの汎用性を高めるものと認識しております。

市が標準化システムを導入することにより、様々な様式が全国的に同一の様式になりますので、標準化システムで決められた同一の様式は統一の様式を使うということになります。

標準化システムにない様式については、引き続き市で様式を定めるということが、大枠の変更点になります。

細かい点を見ていきますと、第4条については、就学援助の支給額の次に「及び支給時期」を別で定めると加えた部分が変更点です。

また、第4条第4項は削ることとします。この点について、石井委員から先にご質問を頂戴しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

第6条につきましては、改正後は、標準化システムの様式を使うということになり、様式番号の記載がない通知書になります。改正前は、市で様式を定めていましたが、様式指定を削除しますので、様式番号が変更となる点が改正点となります。

24ページ、第10条の改正後の欄では、「就学援助費認定取消通知書」と表記され、様式番号が振られておりませんが、こちらも標準化システムにある通知書の様式を使うため、改正前の袖ヶ浦市の様式を削除するという変更でございます。

同様に、第12条の「入学予定者就学援助費支給（不支給）決定通知書」も標準化システムの様式を使うので、市の様式を削ります。

市の様式を削除したことにより、それ以外の市の従前の様式を使用するものについても様式番号が変更となりましたので、改正部分が多くなっています。

最後に、第14条として、この規則に定めるものほか必要な様式は、標準化システムで決められた様式を使用することが明記されているのが改正のポイントでございます。

それでは、第4条に戻りまして、事前に質問をいただいた点も含め説明を加えさせていただきます。本日お配りした資料をご覧ください。

標準化システムで国が定める様式が定まっているのであれば、提示していただきたいと教育委員より事前にご要望をいただきました。

本日、配布いたしました様式についてご説明します。市で様式を定めていたものを左側、標準化システムから出力した様式を右側に配置し、対照しております。3枚目までが今回の就学援助に関わるものとなります。市で定めていた様々な通知書について、今後は標準化システムで出力するため右側の様式で通知することをお示しさせていただきました。

次に、現行要綱の第4条第4項に「次に掲げる者には、第1項第3号の支給を行わ

ないものとする。」とあり、年度途中の記載などもございますが、改正後は削除しており、この第4条第4項の削除とともに、第4条第2項に支給時期を加えるものでございます。

この改正後の第4条第2項において、予算の範囲内で教育委員会が別に定めると規定しておりますが、どのように別に定めるのかということを石井委員からご質問いただいているところでございます。

その、別に定めるというものをお示ししたものが、配布しております横型の単価表になります。こちらの表は現行のものであり、令和8年度分の改正にはまだ対応していないものとしてご覧ください。

左側の区分には支給項目を羅列しています。ここには、支給時期の記載はありませんが、金額については国の基準と照らし合わせながら、毎年のように変動しています。特に、真ん中あたりの「新入学児童生徒学用品費（小1・中1）」では、入学準備金として小学校は年額5万7,060円、中学校は6万3,000円と記載しています。こういった金額は毎年のように上がっているので、金額は毎年変わるものとご認識下さい。これらが、別に定めているところでございます。

では、先ほどの、第4条第4項が削除され、支給時期を第4条第2項に明記した意味合いですが、表の上から「給食費」、「学用品費」とあり、「入学準備学用品費」、「新入学児童生徒学用品費」、「新入学児童生徒学用品費（通学用品費相当額）」、「通学用品費」と記載があります。こちらはすごく分かりにくいのですが、2番目の「学用品費」からひっくるめまして、同じような内容です。

中段の「新入学児童生徒学用品費」は元からあり、小学校1年生と中学校1年生の新入学生にのみ、右側に示した金額を年額で支給していたものです。入学時にはランドセルや制服にお金がかかるので、そのための学用品費になります。

のことについて、何年も前に、入学準備のために必要であるので、入学後に支給されても仕方がないのではないかと議会からのご質問等もあり、入学前に支給できるように「入学準備学用品費」として改正したものです。

どちらも支給内容は同じですが、支給年度が変わることになります。令和7年度の新入生に対して、令和6年度の予算で支給しなくてはいけないので、どうしても会計処理の関係上、区分しなければならず、「入学準備学用品費」という区分は支給対象者が入学予定者と小学校6年生になっております。

入学予定者と小学校6年生に対して支給している5万7,060円の「入学準備学用品費」と、「新入学児童生徒学用品費」は同額になっていますが、これはダブルで支給されるものではなく、当然ながら入学前に支給された人は入学した後には支給されません。小学校6年生のときに申請を見送った人は、中学校1年生で申請すれば支給されます。区分は分けておりますが同じ内容になります。

ただ、小学校6年生で支給がなくとも中学校1年生で支給されると申し上げたのは、中学校1年生の年度当初に申請を受けて6月頃の判定で認定された人については、満額支給されます。その段階で非認定になった人は、前年度の収入が十分にあるということになり対象となりません。

非認定の人は、全く支給されないわけではなく「給食費」の次の欄の「学用品費」

については支給されることになります。同じように「学用品費」と記載がありますが、新入生に限ったものではありません。

また、前後して申し訳ありませんが、「新入学児童生徒学用品費（通学用品費相当額）」の「小・中等の別」の欄に「年度途中認定者」の欄があり、年度当初に認定されなかったけれども、年度途中で認定された人も認定以降は、毎月記載の金額が支給されるということになります。

このように、年度毎や途中認定などもあり、支給されるものが複雑化している表になります。

この点についても、石井委員から支給時期の記載についてご質問がありました、今、申し上げましたように表に支給時期を明記していないがために、項目分けをして非常に分かりにくくなっているので、支給時期別ではっきり判明するような表にするというのが、今回併せて改正する内容になります。

この表には、費目を増やすのではなく、新たに支給時期の欄を加え、支給時期の別で判定していくような改正をしたいと考えているところでございます。

(教育長)

委員に質疑を求める。

(石井委員)

理解が追いつかないのですけれども、具体的には、この表にいつ支給するかを明記する欄を設けるという意味合いでしょうか。

(教育部参事（学校教育課長）)

学年を問わず小学校1年生から6年生、中学校1年生から中学校3年生まで補助として支給されるのが、上から2番目の「学用品費」でございます。これは、対象者全員に支給されますが、入学前に支給されることではなく、入学後に支給されます。

それとは別に、新入学する小学校1年生と中学校1年生だけに支給される特別な準備金というものがありまして、金額で言うと、5万7,060円と6万3,000円の記載がある「新入学児童生徒学用品費」に該当します。

入学準備金の支給時期が、入学前と入学後の2回あるということです。

新入学する場合のみ、前年度にも支給を受けるタイミングがあるものですから、これを分けて記載しています。入学準備金という性質は同じもので、支給時期が異なることから、そこに支給時期を明記したいというところでございます。

(石井委員)

支給時期を別に定めると規定されるということですので、別な定めがどこかに必要になるわけです。正確でなくて良いので、具体的に、上から2番目の「学用品費」について、上半期・下半期の月額・半期額・年間額というのは、いつ支給されることになりますか。

(教育部参事（学校教育課長）)

月額の記載がありますが、実際には月額で支給されるものではなく、半期で支給されます。また、入学準備金などは1回でお支払いするものになります。

(石井委員)

そうすると、支給が半期であれば7月や9月とか、1回であれば4月とか、あるいは前年度に支給される場合は3月だと、それを記載することが支給時期を別に定めるということだと私は理解しているのですが、その認識で合っておりませんか。

(教育部参事（学校教育課長）)

そのように私どもも理解しております。しかし、この表の最終的な作成にはまだ落とし込めていないところです。今のところ、支給時期を記載する方向で総務課と協議しております。

(石井委員)

様式案のようなものは、現段階ではないのでしょうか。

(教育部参事（学校教育課長）)

支給時期を加筆する程度と考えておりますが、明確にお示しするものが出来上がっておりません。

(教育長)

支給単価は毎年改正され、4月半ば頃に今年度の金額として通知されます。その通知に記載されることになるのではないでしょうか。

(教育部参事（学校教育課長）)

今、教育長がおっしゃったのは、国の基準額を示した通知ですけれども、生活保護等の金額については国庫補助として市が受け入れて支給しています。いわゆる、準要保護就学援助については全額市費ですので、市独自に決めることができます。ただ、国では特に入学準備金などの学用品費の金額は、基準が示されるので、それに合わせて毎年度改正をしているというのが実際のところです。

(石井委員)

教育委員会として議決を行うと、11月1日から改正要綱を施行することになり、11月1日の段階で表を整える必要があると思いますが、表の作成は可能ですか。

(教育部参事（学校教育課長）)

可能です。ここに欄を追加していくところまで進んでおりますので、別表の改正は、さほど大きく捉えておりませんでした。

(石井委員)

まず、改正後の第4条第2項の支給時期のこの表現を読んだときに、「支給額及び支給時期は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める」という表記は、予算額とは別に然るべき支給時期というものがあると思いますので、あまり良い表現ではないのかなと思っております。これは意見として申し上げております。第4条第2項の関係は分かりました。

現行の第4条第4項については、先ほどの説明ですと、この表を整理することで、この記載が不要になるという理解でよろしいでしょうか。

(教育部参事（学校教育課長）)

おっしゃる通りです。表の中に支給時期を明記することによって、落とし込んでいきたいと考えております。

(石井委員)

分かりました。

次に、第14条の改正についてお伺いしたいです。国が定める様式とありますが、この様式が定められている国の規則等の名称は分かりますでしょうか。

(教育部参事（学校教育課長）)

名称は承知しておりません。標準化システムとして認識しております。

(石井委員)

標準化システムというのは、就学支援関係だけでなく、市町村の非常に多くの事務を対象としていると聞いています。

そうすると、この様式に辿り着くためには、何らかの区分で整理をされていて、就学支援に該当する項目があり、そこに記載されているというように、一般的には理解するのかと思うのですが。

(教育部参事（学校教育課長）)

おっしゃる通り、標準化システムは市長部局の各種事務も非常に多く含有していますので、様式の量も膨大になっていることは確かでございます。

事前にその点も委員からご指摘いただいているところでございまして、私どもも今一度確認をしたのですけれども、この第14条の記載だけでは一体どこの何を指定しているのかがわかりにくいというのは確かにご指摘としてあろうかと思っているところです。

この記載の仕方は、他の市長部局の各課が所管する要綱等の改正でも同様の記載で統一して、総務課で共通の表記として指定されたもので、担当課の意思とした書き方ではないのですが、いただいたご指摘については総務課にも伝えてまいりたいと思っております。

(石井委員)

就学支援の実施要綱がありますが、私がその部分をお尋ねしたのは、要綱というのは基本的に、その要綱を見た人が、どのような制度で、いつ申請したらどの位の金額がいつ支給されるのかということが分かるように書かれていることが、申請者側から見た要綱の理想的な姿だと思っています。

それからもう一つの側面として、要綱に記載することによって、行政側も要綱の内容に沿って事務をするという、職員側のための定めでもあると理解しています。

そういう観点から見ると、例えば、支給時期や支給額について、単に別に定めるというような規定にしてしまうと、この要綱を見ても何も分からぬことになってしまいます。それは、あまり良いことではないので、要綱の中にそういった規定を織り込むことが望ましい形なのかなと思います。

それは様式についても同様です。市で行っている部分は、別途、定められているので分かりますが、一部が国の様式に統一されることになっても、国の様式についてはこの要綱では直接は分かりません。本来であれば、この要綱を見た者が、この要綱の記載で国の規定のどういうところに定められていると記載することが、るべき姿だと思います。

事務の合理化はどんどん進めていただきたいと思いますが、その結果、申請者側が分からぬようなことが増えていくブラックボックス化は、あまり良いことではないかなと思っています。統一的な様式だということは分かりましたけれども、できるだけ要綱を見て申請者が全ての情報を分かるような形にしていただき、これから改正も行っていただきたいと思います。これも意見です。

(教育部参事（学校教育課長）)

ありがとうございます。

(教育部次長（教育総務課長）)

今までの話の補足として聞いていただければと思います。

地方自治体の標準化システムの関係につきましては、ある程度、デジタル庁に、標準化システムの標準仕様というものが出てきます。

例えば、レイアウトやデータベースについては、最初にAAというコードで、次にBBというコードで作成するというように統一の必要があり、そこは国が全て示しています。その示された仕様に基づいて、色々なメーカーがシステム開発を行っていきます。

デジタル庁のホームページの中に、就学事務システムの標準仕様書というものがあり、そこを見ていきますと、標準の印字フォーム、標準レイアウトといったものが出でてきます。

私の手元の画面でしかお見せできず申し訳ございませんが、このような内容が示されております。

その中に、今の話に出ているような通知は、こういうレイアウトで作ってくださいという様式が出ており、これを標準として作って下さいという部分の仕様が国か

ら示されております。

これに基づいて、それぞれのベンダーが開発したシステムを自治体が採用していくような流れとなり、新たな様式は、こういう形式で出してくださいというように、国がシステムの統一・標準化として外部公開しているところです。

(教育長)

第14条の中に、国の示す様式はこういうところに記載があると加えるのも良いのではないかでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

標準仕様書なので、規定ではありません。

(教育長)

その他ございますか。

(高野委員)

配布された就学援助費の単価表の中で、月額189,16円など、小数点がある場合の端数は切り捨てるのでしょうか。

(教育部参事（学校教育課長）)

実際の支給としては、半期や年額となります。ただ、年度途中での認定や転出などのケースがありますので、便宜上、単純な割り返しとして月額を示しており、きっちりとした額にはなりませんが、端数処理の計算がなされ支給されます。

(高野委員)

計算上、出ているという事で分かりました。

(教育長)

議案第2号について賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第3号 袖ヶ浦市小学校及び中学校の学区に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第3号について事務局の説明を求めます。

(教育部参事（学校教育課長）)

袖ヶ浦市立小学校及び中学校の学区に関する規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市立小学校及び中学校の学区に関する規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、地方公共団体の基幹業務システムを全国同一となる標準準拠システムへ移行するものであり、原則、令和7年度末までに移行を完了する必要があります。当市においても、標準準拠システムに改修を行っており、現在使用している該当様式等を標準化に即した内容に改正する必要があるため、該当条文及び様式の一部改正を実施しようとするものです。議案第2号と同じ提案理由です。

内容としましては、一般的に学区外申請と言われている申請の様式等を変更するものでございます。

29ページの新旧対照表をご覧ください。また、本日配布いたしました、先ほどの資料の最後の2枚となります。この2枚は、宛名が保護者宛と学校宛と異なりますが、内容は同じものになります。現行の様式が左側となり、標準化システムに入っている様式を右側に掲載しています。

29ページの新旧対照表でご説明すると、改正後の第5条「就学校変更許可願」は、改正後も引き続き市で様式を定めるもので、内容は変更なく名称だけを変更しています。その理由としまして、改正後の第6条「就学校変更許可通知書」が標準化システムに入っているもので、システムに入っている名称が「就学校変更許可通知書」となるものですから、「許可願」についても「許可通知書」に合わせた名称に変更するものです。

改正後の第9条は、先ほど石井委員からご指摘いただいたところですが、総務課と協議し加えたところでございます。

(教育長)

議案第3号について委員に質疑を求める。

--- 質疑なし ---

(教育長)

議案第3号について賛成の举手を求める。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開となります。

- ・日程第4 議案第4号